令和９年１月～３月実施分

# わっくるチャレンジ応援事業
# 募　集　要　項

次なる茨木へ。

おにクル ONIKURU

この要項は、わっくるチャレンジ応援事業（以下「応援事業」という。）における企画申込及び実施に関し、必要な事項を定めるものです。

## １　趣旨

茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」（以下「おにクル」という。）のキーコンセプトである「育てる広場」の実現に向けて、おにクルの２階に設置されている子育てフリースペース「わっくる」で行う、主に未就学児と保護者等が楽しめるイベント（以下、「イベント」という。）及びフリールームで行う、主に未就学児の保護者等に向けた講座（以下「講座」という。）を主体となって企画・実施する個人及び団体（以下「企画者」という。）を募集します。

## ２　目的

企画者がこれまでに培ってきた子育てに関するノウハウを活かしおにクルで子育てに関するイベント及び講座を実施することで、チャレンジを通して企画者の自己実現を図るとともに、企画者の市内各地域でのさらなる活躍を応援し「まち全体で子育て」を実現することを目的とします。

## ３　企画申込できる者

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者です。

(1) 茨木市内在住、在学、在勤の個人
(2) 茨木市内在住、在学、在勤の者で構成された団体
(3) 茨木市内に活動拠点を置く個人又は団体

## ４　事前面談申込の手続き

本事業に申込しようとする者は、次の期間内に「わっくるチャレンジ応援事業事前面談申込書」を提出してください。面談にて企画内容について聞き取り、調整を行います。

**申込期間：令和８年11月１日（日）～令和８年11月12日（木）必着まで**

持参の場合は、休館日（毎月第２、第４月曜日（祝日と重なる場合は翌日）及び12月29日～１月３日）を除く **午前９時00分～午後４時30分**

面談期間：令和８年11月５日（木）～11月25日（水）の平日
申　込　先：茨木市立こども支援センター（茨木市子育て支援課）
申込方法：事前面談申込書を申込先へ持参、郵送又は事前面談申込フォームより提出

5　企画申込の手続き

事前面談を実施した者は、次の期間内に「わっくるチャレンジ応援事業企画申込書」を提出してください。企画実施が決定したときには、「わっくるチャレンジ応援事業企画決定通知書」により通知します。

**申込期間：面談後～令和８年11月30日（月）必着まで**

持参の場合は、休館日（毎月第２、第４月曜日（祝日と重なる場合は翌日）及び12月29日～１月３日）を除く **午前９時00分～午後４時30分**

申 込 先：茨木市立こども支援センター（茨木市子育て支援課）

申込方法：企画申込書を申込先へ持参、郵送又は企画申込フォームより提出

必要書類：

・わっくるチャレンジ応援事業企画申込書

・【個人の場合】

茨木市内在住、在学、在勤がわかる書類

（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（顔写真のある表面）、社員証、学生証の写しなど）

※マイナンバーカードのマイナンバー（個人番号）が記載されている裏面は提出しないでください。

・【団体の場合】

団体等の定款、規約、会則等及び名簿

・【市内に活動拠点を置く個人又は団体】

茨木市内に活動拠点を置くことがわかる書類

（活動チラシ、活動内容が掲載されたwebサイトやSNSのコピー等）

※その他、追加書類の提出をお願いする場合があります。

6　企画申込の条件

企画者及び企画の運営に関わる者は、企画にかかる活動を実施するにあたり、次の(1)から(4)のいずれの条件も満たすものとします。

(1) 法令又は公序良俗に反するおそれがないこと

(2) 本市の信用又は品位を害さないこと

(3) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としていないこと

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係にないこと

7　募集する企画内容

募集する企画内容は、イベントにおいては次の(1)から(5)のいずれにも該当するものとし、講座においては(1)から(2)及び(6)から(8)のいずれにも該当するものとします。

(1) 「茨木市次世代育成支援行動計画（第５期)」における基本理念に沿ったもの
(2) 材料費を含め、参加費用は不要とするもの
(3) 企画者のノウハウを活かした主に未就学児と保護者等が楽しめるもの
(4) わっくるを利用することがふさわしい企画であるもの
(5) 参加者の当日参加を可とするもの
(6) 企画者のノウハウを活かした子育て支援に寄与する講座
(7) 主に未就学児の保護者等を対象とし、原則としてこどもの参加は不可とするもの
(8) 定員15名程度で実施でき、参加者の事前申込みを必須とするもの
※実施形式は問いません。（ワークショップ形式、スクール形式どちらでも可。）

茨木市次世代育成支援行動計画（第５期）（抜粋）

第４期計画では、本市において、こどもを生み育てやすい環境づくりを進めるための課題解決に向け、『未来を創るこども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして ～』を基本理念に据え、こども・若者に関する各種施策に取り組んできました。

本計画では、こども・若者の今とこれからの最善の利益を保障されながら、地域に支えられ、心身ともに健やかに成長し、未来にわたって本市で活躍するこども・若者の育成をめざします。そのため、基本理念を下記の通り定め、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、すべてのこども・若者が将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会づくりに向けて、さまざまな施策の展開を図っていきます。

未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”
～こども・若者の最善の利益を目指して～

８　企画実施期間

**令和９年１月４日（月）～令和９年３月31日（水）**

企画実施できる時間は、おにクル開館日の午前９時30分から午後４時30分の間です。実施単位は半日（午前9時30分～午後１時もしくは午後１時～午後４時30分）とし、期間中の実施回数は１回とします。

9　企画実施場所

・イベント

おにクル２階子育てフリースペースわっくる



・講座

おにクル２階子育てフリースペースわっくる奥　フリールーム





10　イベント保育の利用

企画者が実施する講座の参加者は保育が必要なこどもがいると想定されるため、こども支援センターがイベント保育の利用の設定をします。保育場所はおにクルM２階の一時保育室で行い、講座当日に保護者等が一時保育室にこどもを預けた後、講座に参加する流れとなります。利用料金については当日に一時保育室で保護者等から徴収しますので、企画者が徴収する必要はありません。

また、イベント及び講座企画者のこどももイベント保育を利用することができます。

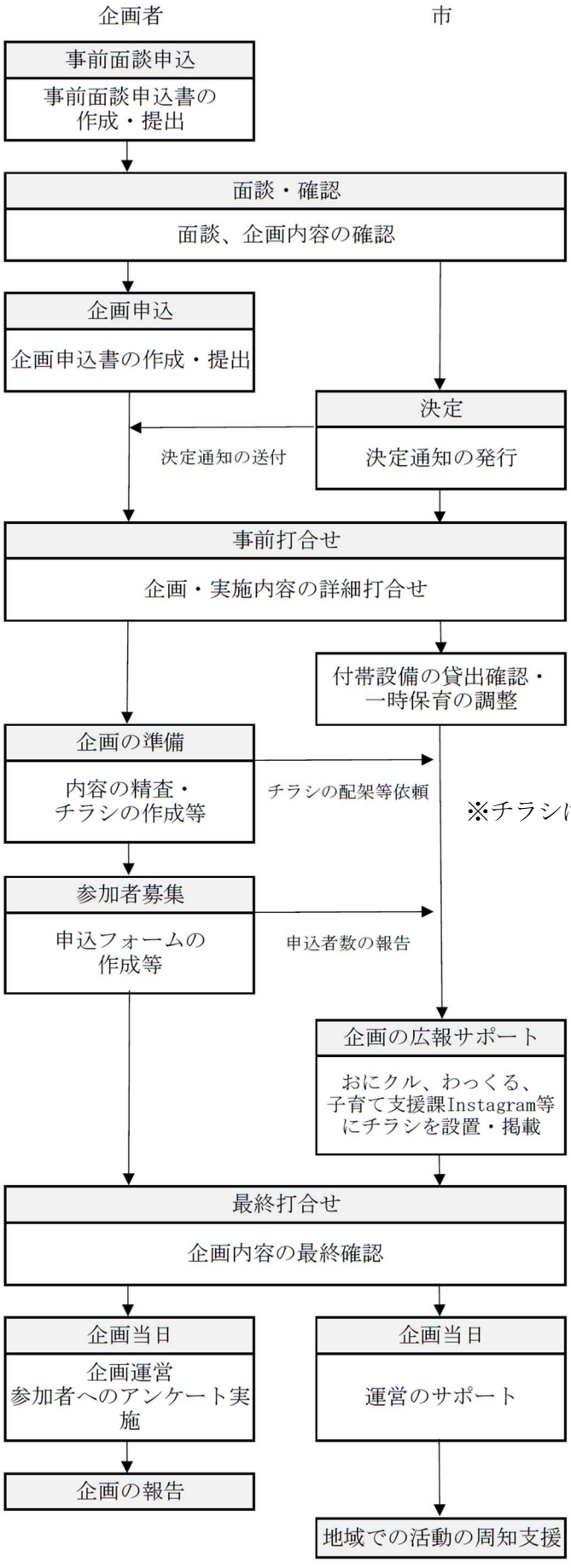
11　付帯設備等の利用

貸出可能な付帯設備を利用したい場合は、別途担当者と調整してください。

**付帯設備一覧**

| | | |
|---|---|---|
| 1 | やわらぎフロアーマット．R(ピンク) | 縦180㎝×横180㎝×厚さ1㎝ |
| 2 | プレイシート(緑) | 180㎝×550㎝ |
| 3 | ジョイントクッション90 | 縦90㎝×横90㎝×厚さ1.5㎝ |
| 4 | 幼児用机 | 横60㎝×縦120㎝×高さ25㎝ |
| 5 | 長机 | |
| 6 | 椅子 | |
| 7 | レインボートンネル　アーチ型 | 幅60㎝×高さ60㎝×長さ600㎝ |
| 8 | パネルシアタースタンド・ボードー式 | パネル大きさ　110㎝×80㎝ |
| 9 | ミニパネルシアターー式 | パネル大きさ　80㎝×55㎝ |
| 10 | CD付拡声器スピーカー | |
| 11 | CDカセットデッキ | |
| 12 | 延長コード | |
| 13 | マイク(有線) | |
| 14 | マイク(マイクスタンド) | |
| 15 | マイク(インカム) | |

12　企画の流れ




※チラシは企画者が印刷してください。

※企画当日に配布する資料等は企画者でご準備ください。

13　企画者による企画の取消

企画実施決定後、企画者が企画を取り消すときは、すみやかに「わっくるチャレンジ応援事業企画取消申込書」を提出してください。市がその内容を確認し、取消を決定したときは、「わっくるチャレンジ応援事業企画取消決定通知書」により通知します。

14　市による企画の取消

企画実施決定後、次の(1)から(5)のいずれかに該当するときは、市が実施の決定を取り消し、「わっくるチャレンジ応援事業企画取消決定通知書」により通知します。

(1)　企画者が虚偽その他不正な行為により決定を受けたとき。
(2)　企画者が13による手続きを行わずに企画を中止したとき。
(3)　企画者が市の指示に従わないとき。
(4)　企画の内容がわっくるチャレンジ応援事業企画申込書の記載内容と明らかな乖離があると認めるとき。
(5)　その他市が不適当と認めるとき。

15　企画者の順守事項

次の(1)及び(2)の事項を順守してください。

(1)　企画・準備・運営・報告のすべてを企画者が行うこと
(2)　茨木市文化・子育て複合施設条例施行規則（以下「規則」という。）第32条に定められた事項

【茨木市文化・子育て複合施設条例施行規則第 32 条】抜粋

（利用者の順守事項）
第 32 条　利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を順守しなければならない。
(1) 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
(2) 参集人数が、利用する施設の定員を超えないこと。
(3) 許可なく物品の販売その他これに類する行為、はり紙等をしないこと。
(4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
(5) 入館者に対して、次条の規定を守らせること。
(6) 利用施設及び附帯設備について準備、後始末又は原状回復等を行う場合は、職員の指示に従うこと。
(7) その他職員の指示に従うこと。

16　企画実施場所の毀損及び損害賠償

企画者が、企画実施場所の設備を毀損・損失した場合は、規則第34条の定めに従い、直ちに職員に届け出て、その指示を受けてください。

損害の賠償が発生した場合は、企画者は茨木市文化・子育て複合施設条例第45条の定めに従うものとします。

【茨木市文化・子育て複合施設条例第 45 条】抜粋

（損害賠償）

第 45 条　利用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

【茨木市文化・子育て複合施設条例施行規則第 34 条】抜粋

（建物等の損傷等の届出）

第 34 条　利用者及び入館者は、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

17　企画終了の報告

企画者は、企画の実施が終了したときは、企画実施場所を原状復帰した後に、企画の実施の翌日から30日以内に、「わっくるチャレンジ応援事業企画実施報告書」を提出してください。

18　その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別途定めます。


**問　合　せ　先**

茨木市立こども支援センター（茨木市子育て支援課）育成グループ

〒567-0888 茨木市駅前三丁目９番45号

茨木市文化・子育て複合施設　おにクル２階

TEL　：072-624-9301（音声案内時「4」を押してください。）

Mail：kosodate@city.ibaraki.lg.jp